次世代自動車普及促進事業補助金 QA

Ｑ１　購入支援の対象者はだれですか。

Ａ１　福井県内に住所を有する個人、個人事業者、法人、またはこれらとリース契約を結んだ事業者が対象となり、国、独立行政法人、地方公共団体は対象外です。

Ｑ２　どの車両が補助対象となりますか。

Ａ２　経済産業省補助金の対象車両のうち、【電気自動車】【プラグインハイブリッド自動車】【燃料電池自動車】の区分に該当する車両であって、経済産業省補助金の交付を受けている車両が対象となります。なお、【超小型モビリティ】【ミニカー】【側車付二輪自動車・原動機付自転車】は対象外です。また、貨物自動車についても対象外となりますのでご注意ください。

Ｑ３　事業用の車（緑ナンバー）は補助対象となりますか。

Ａ３　国補助金の補助対象は、自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であることが要件となっているため、事業用の車は対象となりません。

Ｑ４　事業用の車とは何ですか。

Ａ４　事業用の車とは、「自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車」です。タクシーや宅配トラック人や物を運ぶ事業に用いられる車両がこれに該当します。なお、レンタカー用の車両については、「自家用自動車有償貸渡業」であるため、自家用車に分類されることから当補助金の補助対象車両となります。

Ｑ５　補助対象となる車両の要件は何ですか。

Ａ５　令和７年４月１日以降に経済産業省補助金の交付決定を受けていることが必要です。なお、申請受付期間は、令和７年４月１４日（月）から令和８年３月３１日（火）必着となります。

Ｑ６　初度登録期間とは何ですか。

Ａ６　初度登録期間とは、車両を初めて運輸支局に登録申請して受理された年月のことで、自動車検査証に記載されています。

Ｑ７　補助金額を教えてください。

Ａ７　補助金額は定額で、ＥＶ・ＰＨＶは１０万円、ＦＣＶは５０万円です。また、若者応援次世代自動車普及促進事業では、普通ＥＶは４０万円、軽ＥＶは２５万円になります。

※若者向け補助メニューは令和６年４月１日以降に自動車の発注等を行った１８歳以上２９歳以下の県民を対象とします。

Ｑ８　車両の発注を令和５年２月に行い、国補助の交付決定通知を令和７年４月に入って受け取りました。年齢が２０歳であるので、若者向けの補助メニューに申請したいが可能ですか。

Ａ８　若者向けメニューでは、車両の発注等が令和６年４月１日以降であり、かつ、国補助の交付決定を令和７年４月１日以降に受けている必要があります。このため、上記の場合は対象とはなりません。

Ｑ９　企業が申請の際に必要な災害支援の登録制度とは何ですか。

Ａ９　補助金の交付申請の際に企業に限り、災害時支援制度への登録合意書を提出いただいております。この制度は、災害発生時に県からの要請を受けて被災地へ赴き、ＥＶ等の蓄電機能を活用した電力供給等の支援を行っていただくことを依頼することに対して同意をするものです。

Q10　同時に２台以上の申請、または複数回の申請は可能ですか。

A10　同時に２台以上の申請はできません。なお、複数回の申請については国補助金で可能としているため、県補助金でも可能とします。

Q11　国の補助金が終了した場合、県の補助金を単独で受給できますか。

A11　当補助金はあくまで国の上乗せ補助としての枠組みであるので、国の補助金の終了に合わせ、県補助金も終了します。

Q12　県補助金に関して、市町が独自に創設した補助金との併用は可能ですか。

Q12　国又は県の他の同種の補助金を重複して受けるものでなければ、市町からの補助金と併用することも可能です。

Q13　補助要件の中で購入車両が自社製品又は、関係会社からの調達ではないこととあるが、社割等を使って車両を購入した場合は補助対象とならないのですか。

A13　ここでいう調達は、無償又は極端な割引価格で取引が行われた場合を指し

ているため、適正と認められる価格で車両が購入され、国補助金の交付決定を受けている場合は、県補助金の補助対象となります。ただし、補助対象車両の購入に係る請求書や領収書等には実際の購入価格を適切に記入してください。

Q14　個人で県補助金を申請する際の、交付請求書における「発行責任者および担当者」の欄は記入する必要がありますか。

A14　「発行責任者および担当者」の記載があることで、請求書における押印が不要となるため、申請者の記入が必要です。なお、個人での申請については「申請者」の欄と同じ情報を記載してください。
※ディーラー等の氏名は書かないでください

Q15　国補助金の交付決定通知書を紛失してしまったがどうすればいいですか。

A15　次世代自動車振興センターは、県の補助金の受給に必要等の理由がある場合、申請者本人の申し出に限り通知書の再発行を行っています。通知書を紛失した際はセンターへ問い合わせいただき再発行の手続きをお願いいたします。

Q16　リース契約の場合、リース事業者と契約者のどちらが申請を行えばいいですか。

A16　リース契約におきましては、リース事業者と契約者のどちらでも申請が可能です。ただし、リース事業者名で申請を行う場合は、様式第３号「貸与料金の算定根拠明細書」を記入し県補助金額をリース料から減免していただく必要があります。

Q17　「様式第６号　債権債務者登録申請書」はどこまで記入すればいいですか。

A17　氏名（カナ）より下の段で記入可能な項目を全て記入してください。なお、申請書の下部に通帳の写しを貼り付けてください。

Q18　中古車も補助金の対象車両となりますか。

A18　対象となりません。